

鎌倉市観光協会オリジナルコンテンツ使用条件

公益社団法人鎌倉市観光協会（以下甲という）と申請者（以下乙という）は、甲が所有する「兜」のロゴ及び、オリジナルキャラクター「義時くん」のイラスト等（以下、「コンテンツ」とする）を乙が使用するに際し、次の通り取り決めるものとする。

1. 甲が乙に対してコンテンツの使用を許諾した商品（以下商品という）を、乙が販売できる地域は日本国内に限る。
2. 乙は、商品を販売する第三者に対しても、前項規定を遵守させるものとし、商品が日本国外に販売されることを防止しなければならない。
3. 乙が製造または販売を行うに際して、甲が製造または販売を行っているとは誤認されるような行為を行ってはならない。
4. 本許諾の有効期間は、原則として2023年3月31日までとする。但し甲が特に承認した場合、乙はその有効期間を延伸することができる。
5. 乙は甲の請求がある場合には、商品の製造数量、販売数量、在庫数量、売上金額その他、甲の指定する事項を甲に報告しなければならない。
6. 乙は甲に対し、商品が第三者の生命、身体または財産に侵害を及ぼすことのない商品であることを保証する。
7. 商品について万一前項に違反する欠陥が発生した場合、甲は乙及び第三者に対して何らの責任も負わないものとし、乙の責任と負担において解決するものとする。また、その場合には乙は甲に対し、遅滞なく文書をもって報告しなければならない。
8. 乙は商品に自ら製造業者とする表示（申込者が製造業者に製造を委託した場合は、製造を行った者の表示）を付すとともに、商品に関する問い合わせ先を明記しなければならない。
9. 乙は商品を製造・販売・頒布・宣伝するときには、以下の事項を遵守しなければならない。
 - ① 商品の内容及びコンテンツを使用する全ての表現形態について、甲の監修を受け、事前の承諾を得ること。但し、コンテンツ以外に乙が使用する商品名及びデザイン等についての権利（商標権、著作権等）に関しては、乙の確認と責任において使用するものとし、甲は何らの責任を負わないものとする。
 - ② 商品を他の商品の販売促進や景品等に使用してはならない。
 - ③ 乙は商品の製造・販売または宣伝に当たり、社会的・教育的に悪影響を及ぼすことがないよう注意すること。また、本著作物の声価・イメージ等を傷つけたり、甲が承認した形態・デザイン等を無断で改変したり、商品の営業活動に際し、甲の名誉・信用を損なわないこと。
 - ④ 乙は甲から受け取ったコンテンツ等のデータについては厳重に管理し、使用後は責任をもって処分するものとする。
10. 乙は、甲から許諾された権利の全部または一部を、甲の承諾なしに第三者に譲渡したり使用させたり、あるいは乙や第三者のために、担保に供したりしてはならない。
11. 甲は、乙または乙が製造を委託した第三者の製造行為に問題があった場合、許諾を解除し、商品の製造を差し止めることができる。
12. 乙はコンテンツ若しくはその名称又はそれらに類似するものの全部または一部でも、甲の許諾なしに、商標または意匠の登録を出願することはできない。

13. 乙はこの許諾により取得した使用権を第三者が侵害し、または侵害の恐れがあることを知った場合、速やかに甲にその旨を連絡するものとし、甲に協力してその侵害行為の排除と防止に努めなければならない。
14. 乙が製造・販売する商品が第三者の権利を侵害し、またはこれに関連して紛争を生じた場合及び商品の販売の際に生じた乙の営業上の損害について、甲は責任がないものとし、乙は自己の負担によりこれを解決しなければならない。
15. 使用期間が満了したとき、または甲及び乙の双方が解約につき合意したときは、許諾有効期間は終了する。
16. 乙が次の各号いずれかの行為に該当する場合は、甲はこの許諾を取り消すとともに損害賠償金を請求することができる。
 - ① 本使用許諾条件の各項に違反し、または甲の信用や利益を害し相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず当該期間内に是正しないとき。
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等公権力の処分を受けたとき。
 - ④ 破産、会社更生手続きの申し立て、民事再生手続きの申し立てがあったとき。
 - ⑤ 営業の中断、廃止、活動不能になったとき。
 - ⑥ 役員・従業員が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者またはこれらの者と密接な関わりを持つ者であることが判明したとき。
17. 乙は許諾の有効期間満了時において未販売の商品がある場合、その商品を販売することができる。
18. 本使用許諾条件に規定していない事項につき問題が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。
19. 本使用条件にかかわらず、甲乙の間に本許諾に関する契約書が締結される場合は、全ての事項において契約書が優先されるものとする。

以上